



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月20日金曜日 第2532号

◇ 目 次 ◇

指定居宅サービス事業者の指定.....	(長寿介護課) ...	963
指定居宅介護支援事業者の指定.....	(") ...	964
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	964
指定居宅サービス事業の廃止.....	(") ...	964
指定介護予防サービス事業の廃止.....	(") ...	964
建設業者の許可の取消し.....	(東予地方局管理課) ...	964
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(") ...	965
道路の供用開始(").....	(") ...	965
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	965
道路の供用開始(県道砥部伊予松山線).....	(中予地方局管理課) ...	965
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	966
道路の区域変更(県道宇和三間線外).....	(南予地方局管理課) ...	966
道路の供用開始(").....	(") ...	966
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	967
道路の供用開始(県道瀬田八多喜停車場線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	967
道路の区域変更(県道日向谷高野子線).....	(南予地方局西予土木事務所) ...	967
道路の供用開始(").....	(") ...	967
道路の区域変更(県道土居魚成線).....	(") ...	968
道路の供用開始(").....	(") ...	968

公 告

土地(建付地)の売払い(2件).....	(総務管理課) ...	968
----------------------	-------------	-----

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則.....	(警察本部警務課) ...	971
--------------------------	---------------	-----

公営企業告示

落札者等の告示.....	(公営企業管理局総務課) ...	972
--------------	------------------	-----

公営企業管理規程

愛媛県公営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	972
---------------------------------	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1365号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社サポート多恵	サポート多恵	愛媛県宇和島市御殿町9番32号	平成25年11月1日	訪問介護
医療法人緑風会	訪問看護ステーションサファイア	愛媛県大洲市新谷乙1184番地1コーポ リディア茶茶	平成25年11月1日	訪問看護
社会福祉法人すいよう会	リハステージ郷	愛媛県新居浜市清住町1-36	平成25年11月1日	通所介護

○愛媛県告示第1366号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社プレミアム・ダン	介護相談事業所凛として	愛媛県今治市別宮町一丁目1番地11	平成25年11月1日	居宅介護支援
株式会社みやび	居宅介護支援みやび	愛媛県今治市登畑甲195番地8	平成25年11月11日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1367号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社サポート多恵	サポート多恵	愛媛県宇和島市御殿町9番32号	平成25年11月1日	介護予防訪問介護
医療法人緑風会	訪問看護ステーションサファイア	愛媛県大洲市新谷乙1184番地1コーポ・リディア茶寮	平成25年11月1日	介護予防訪問看護
社会福祉法人すいよう会	リハステージ郷	愛媛県新居浜市清住町1-36	平成25年11月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1368号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
有限会社プラス	有限会社プラス	愛媛県今治市伯方町木浦甲3458番地の5	平成25年10月1日	福祉用具貸与
株式会社のぞみ	ケアサポートのぞみ	愛媛県宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成25年11月13日	訪問介護

○愛媛県告示第1369号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		廃 止 年 月 日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
株式会社のぞみ	ケアサポートのぞみ	愛媛県宇和島市中沢町二丁目2番23号	平成25年11月13日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1370号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 21) 第 16617 号	平成 22 年 1 月 14 日	J Y サ イ ト	斉 藤 智 明	四 国 中 央 市 土 居 町 天 満 64 - 3	平成 25 年 11 月 1 日	と び ・ 土 工 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 21) 第 15576 号	平成 21 年 6 月 29 日	新 居 浜 建 設 業 (同)	米 谷 正 人	新 居 浜 市 北 新 町 2 - 37	平成 25 年 11 月 7 日	大 工 工 事 業 ・ 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ れ ん が ・ フ ロ ッ ク 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(特 - 21) 第 7514 号	平成 21 年 11 月 17 日	(有) 燧 熱 学	鈴 木 岑 生	新 居 浜 市 東 田 1 - 甲 1307 - 1	平成 25 年 11 月 14 日	消 防 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 25) 第 16292 号	平成 25 年 5 月 13 日	(株) 高 橋 建 築 工 房	高 橋 正 軌	今 治 市 常 盤 町 5 - 2 - 15	平成 25 年 11 月 15 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 22) 第 11001 号	平成 22 年 10 月 9 日	小 笠 原 建 設 (株)	小 笠 原 恵 一	四 国 中 央 市 川 之 江 町 2155	平成 25 年 11 月 22 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(特 - 22) 第 16763 号	平成 22 年 10 月 19 日	(株) ヤ ス ハ ラ	安 原 史 紀	今 治 市 末 広 町 1 - 3 - 13	平成 25 年 11 月 25 日	土 木 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 25) 第 15346 号	平成 25 年 7 月 1 日	(株) サ ン ラ イ ズ	斎 藤 宣 昭	西 条 市 飯 岡 2026 - 3	平成 25 年 11 月 28 日	土 木 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)

○愛媛県告示第1371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新 居 浜 別 子 山 線	新 居 浜 市 別 子 山 字 別 子 山 乙 555 番 71 号 から 同 字 乙 555 番 142 号 まで	旧	メートル 10.5 ~ 19.0	キロメートル 0.048	
			新	12.2 ~ 22.0	0.048	

○愛媛県告示第1372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	新 居 浜 別 子 山 線	新 居 浜 市 別 子 山 字 別 子 山 乙 555 番 71 号 から 同 字 乙 555 番 142 号 まで	平成 25 年 12 月 20 日

○愛媛県告示第1373号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市志津川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。
 平成25年12月20日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽 太 郎

退 任

役 員 の 種 類	氏 名	住 所
理 事	橋 恭 三	東 温 市 志 津 川 1419 番 地

○愛媛県告示第1374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市大可賀二丁目680番3	平成25年12月20日

○愛媛県告示第1375号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月20日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第44号 平成25年12月11日	東温市南方字弘川774番1	東温市松瀬川207番地 CALLAI FABIO

○愛媛県告示第1376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2084番2から 同町則2067番3まで	旧	メートル 11.0～27.4	キロメートル 0.122	
			新	17.0～34.0	0.105	
"	"	宇和島市三間町則2008番4から 同町則2006番1まで	旧	9.6～28.4	0.111	
			新	15.0～114.0	0.111	
"	"	宇和島市三間町則2006番1から 同町則2003番3まで	旧	8.0～14.0	0.129	
			新	10.0～75.0	0.129	
"	広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田1255番1地先から 同市光満字上音地甲529番8まで	旧	8.5～20.0	0.169	
			新	12.0～20.0	0.169	

○愛媛県告示第1377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町則2084番2から 同町則2067番3まで	平成25年12月20日
"	"	宇和島市三間町則2008番4から 同町則2006番1まで	"

〃	〃	宇和島市三間町則2006番 1 から 同町則2003番 3 まで	〃
〃	広見三間宇和島線	宇和島市三間町務田1255番 1 地先から 同市光満字上音地甲529番 8 まで	〃

○愛媛県告示第1378号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年12月20日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成25年12月11日

3 指定道路の位置

大洲市西大洲字山部甲997番 1

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 25.00メートル

(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第1379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町乙1182番33	平成25年12月20日
〃	〃	大洲市八多喜町乙1182番34から 同町乙1182番31まで	〃

○愛媛県告示第1380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子797番 2 地先から 同町高野子800番地先まで	旧	メートル 3.3 ~ 8.2	キロメートル 0.084	
		西予市城川町高野子797番 2 から 同町高野子800番 2 まで	新	7.6 ~ 12.5	0.084	
〃	〃	西予市城川町高野子471番地先から 同町高野子470番地先まで	旧	4.3 ~ 6.5	0.054	
		西予市城川町高野子471番 2 から 同町高野子470番地先まで	新	11.4 ~ 17.4	0.054	

○愛媛県告示第1381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	日向谷高野子線	西予市城川町高野子797番2から 同町高野子800番2まで	平成25年12月20日
"	"	西予市城川町高野子471番2から 同町高野子470番地先まで	"

○愛媛県告示第1382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	土居魚成線	西予市城川町嘉喜尾2984番3から 同町嘉喜尾2978番2地先まで	旧	メートル 3.7～9.2	キロメートル 0.036	
			新	6.6～12.1	0.036	

○愛媛県告示第1383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	土居魚成線	西予市城川町嘉喜尾2984番3から 同町嘉喜尾2978番2地先まで	平成25年12月20日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成25年12月20日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建 物			予定価格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
松山市高浜町一丁目乙60番176	宅 地	1,042.23m ²	共同住宅外	鉄筋コンクリート造 陸屋根4階建外	992.10m ²	17,300,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成25年12月20日（金）から平成26年2月4日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年2月4日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成26年1月21日（火）午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成26年2月18日（火）午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年12月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物			予 定 価 格
	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
松山市久万ノ台777番2	宅 地	216.26㎡	居 宅	コンクリートブロック造陸屋根2階建	83.80㎡	15,300,000円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成25年12月20日（金）から平成26年2月4日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2255

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成26年2月4日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成26年1月21日（火）午後2時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時
平成26年2月18日(火)午後2時
- (2) 入札及び開札の場所
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館5階第3会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月20日

愛媛県公安委員会委員長 山本泰正

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則(平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の運用に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の運用に関すること。</u></p> <p>(12) 省略</p>

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第15号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年12月20日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
循環器対応超音波診断装置の購入1式（愛媛県立中央病院）	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年12月6日	株式会社カワニシ松山支店 愛媛県伊予郡砥部町重光241番地3	40,740,000円	一般競争入札	平成25年10月25日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第8号

愛媛県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成25年12月20日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県営工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程

愛媛県営工業用水道供給規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この管理規程は、公布の日から施行する。</p> <p><u>（延滞金の割合の特例）</u></p> <p>2 当分の間、第26条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>附 則</p> <p>— この管理規程は、公布の日から施行する。</p>

附 則

- この管理規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県営工業用水道供給規程附則第2項及び第3項の規定は、延滞金のうち、この管理規程の施行の日以後の期間に対応するものについて適用する。